

高崎健康福祉大学における障がい学生等の教育支援に関する基本方針

I. 基本理念

高崎健康福祉大学（以下、本学）は、障がい等のある学生に対して、他の学生と等しい修学の環境が保障されるよう、合理的配慮をもとにした修学支援や自立及び社会参加へ向けての支援を行います。本学全教職員は「国連・障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法(昭和 45 年法律第 85 号)」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)」の基本理念、目的及び対応指針に基づき、障がい等の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に学ぶ環境を整えるようつとめます。

II. 基本方針

(1) 機会の確保

本学に在籍する障がい等のある学生が、他の学生と等しく修学する機会を確保する。

(2) 支援対象者と支援対象活動

本指針での支援対象者は、本学に在籍中の学生等及び入学を希望するもののうち、身体、知的、精神（発達障がいを含む）、その他心身の機能の障がいがあり、教育を受ける上で支障をきたすような社会的障壁（事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう）により継続的な制限を受ける状態にある学生とする。支援対象活動は、入試、授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項、就職等自立及び社会参加に関する活動とする。

(3) 不当な差別的取扱い

不当な差別的取扱いとは、障がい学生に対し、障がいを理由として教育及び研究、その他本学が行う活動全般に関する機会の提供を拒否する、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限するなど、障がい者でない学生には付さない条件を付けることなどにより障がい学生の権利利益を侵害することをいう。（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)）

(4) 合理的配慮の提供

本学は、障がい等のある在籍中の学生及び障がい等のある入学志願者からその障がいの根拠となる資料等の提出があり、配慮を必要としている意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過度でない範囲において、障がい等のある学生及び障がい等のあ

る入学志願者に不利益が被らないよう最大限考慮し、修学上又は受験上の合理的な配慮を行う。ただし、「合理的配慮」としての支援内容に以下は含まれない。

- ・ 教育に関わる本質的な変更が伴うこと（入試の合格基準、単位認定基準や卒業要件の緩和など）。
- ・ 本学に過度な負担が及ぶこと（授業への影響や物理的・体制上の制約など）。
- ・ 修学とは直接関係しないこと（生活全般の援助・介助支援や課外活動など）。

（５）相談・支援体制

障がい等のある学生の支援は、学部・学科・研究科及び事務局（全部署）の教職員が連携および協力して教育支援を行う。支援の提供に当たっては、障がい学生支援委員会及び関係部署が協議・連携して幅広い支援を行う。

（６）支援の決定及び合意形成

支援方針や支援内容は、障がい等のある学生の希望する内容に基づき、障がい学生支援委員会を中心に関連する部署や担当者が相談の上、合理的配慮のもと個別に決定する。障がい等のある学生の意思表示がない場合であっても、教職員は適切な機会を通じて対話を働きかける等、当該学生が申出を行いやすい環境を提供する。支援内容の決定にあたっては、当該学生と十分な合意形成・共通理解を得て行い、当該学生が単独で意思を表明することが困難な場合には、本学は当該学生や保証人が意向を表明できるよう支援し、その合意形成を図るようにする。

（７）教職員を対象とした研修・啓発

すべての本学関係者を対象として、障がい等を理由とする差別の解消について理解を深めるとともに、障がい等を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動及び組織的な研修を実施する。

（８）基本方針の周知徹底

学長は、本基本方針の目的を達成するために、基本方針の周知徹底を行い、規程の整備や相談窓口の整備を行う。

附則

- 1 この基本方針は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 本方針での「障害」表記は法制度名称や医学的診断に対して用いる。「障がい」表記は人に対して用いる。